

公益財団法人 東京都 防災・建築まちづくりセンター 確認申請等手数料(非課税)

[建 築] 法第6条第1項第4号（木密地域内の一戸建ての住宅に限る） (単位 円)

申請区分 床面積の合計	建築確認	完了検査
100 ㎡以内のもの	19, 000	26, 000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	26, 000	33, 000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの	42, 000	46, 000

[建 築] (単位 円)

申請区分 床面積の合計	建築確認	中間検査	完了検査	
			中間検査なし	中間検査あり
100 ㎡以内のもの	32, 000	39, 000	41, 000	39, 000
100 ㎡を超え、 200 ㎡以内のもの	50, 000	54, 000	56, 000	54, 000
200 ㎡を超え、 300 ㎡以内のもの	75, 000	73, 000	79, 000	77, 000
300 ㎡を超え、 500 ㎡以内のもの	91, 000	83, 000	85, 000	83, 000
500 ㎡を超え、 1,000 ㎡以内のもの	122, 000	103, 000	127, 000	124, 000
1,000 ㎡を超え、 2,000 ㎡以内のもの	178, 000	150, 000	184, 000	177, 000
2,000 ㎡を超え、 3,000 ㎡以内のもの	284, 000	187, 000	226, 000	202, 000
3,000 ㎡を超え、 4,000 ㎡以内のもの	330, 000	202, 000	249, 000	226, 000
4,000 ㎡を超え、 5,000 ㎡以内のもの	375, 000	218, 000	272, 000	249, 000
5,000 ㎡を超え、 6,000 ㎡以内のもの	390, 000	234, 000	296, 000	273, 000
6,000 ㎡を超え、 8,000 ㎡以内のもの	405, 000	250, 000	320, 000	297, 000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	453, 000	265, 000	354, 000	330, 000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの	579, 000	352, 000	415, 000	392, 000
20,000 ㎡を超え、30,000 ㎡以内のもの	722, 000	453, 000	534, 000	509, 000
30,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以内のもの	822, 000	613, 000	713, 000	688, 000
40,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	922, 000	773, 000	892, 000	867, 000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの	1, 366, 000	935, 000	1, 071, 000	1, 047, 000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの	1, 746, 000	1, 198, 000	1, 367, 000	1, 332, 000
200,000 ㎡を超えるもの	1, 973, 000	1, 416, 000	1, 616, 000	1, 587, 000

- 【備 考】
- 当センターで確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転を除く）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する床面積）
 - 当センターで建築物の移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更をする場合の建築確認手数料は、当該移転、修繕模様替又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1。
 - 当センターで建築物の増築により既存部分の遡及適用が及ぶ場合の建築確認手数料には、既存遡及する部分の床面積の2分の1の建築確認手数料を加える。
 - 当センターで確認を受けていない建築物の計画変更・検査手数料には、上記で算出した建築確認手数料の半額を加える。
 - 現場検査の結果、改めて現場検査を行うこととなった場合は、当初申請にあたって算出した手数料の2分の1を再度の現場検査手数料として加える。
 - 告示計算を用いる避難安全検証による審査手数料は別途見積りとする。
 - 告示計算を用いる耐火性能検証による審査手数料は別途見積りとする。
 - 特殊な構造計算（限界耐力計算、告示免震等）による審査手数料は別途見積りとする。
 - 電子申請による申請手続きが行われ、消防同意に必要な図書類を当センターが紙に出力する場合は、別途手数料を加える。
 - 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。
 - 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。
 - その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とします。

[届出手数料] (単位 円)

種別	手数料
証明書発行	1, 000
軽微変更	1, 000

〔建 築〕に関して加算される手数料

- ①構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査
- ②構造計算適合性判定を省略する建築物（ルート2）に係る審査
- ③特定天井に係る審査
- ④天空率の審査
- ⑤建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査

以上の審査に係る物件に関しては、上記〔建築〕に係る手数料に下表の料金をそれぞれ加算した額となります。

①〔構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査の手数料〕 （単位 円）

床面積の合計	審査手数料
500㎡以内のもの	建築確認手数料×30%×（構造計算を要する構造上の棟数－1）
500㎡を超え、50,000㎡以内のもの	建築確認手数料×20%×（構造計算を要する構造上の棟数－1）
50,000㎡を超えるもの	建築確認手数料×10%×（構造計算を要する構造上の棟数－1）
【備考】 1. 構造計算を行った棟数が2以上の申請に限る 2. 型式認定取得物件、国土交通大臣の認定を行けている建築物又は棟を除く 3. 構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く	

②〔構造計算適合性判定を省略する建築物（ルート2）に係る審査等手数料〕 （単位 円）

床面積	構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの (ルート 2)	構造計算適合性判定を行うもの
1,000 ㎡以内のもの	125, 000	10, 000／件
1,000 ㎡を超え、 2,000 ㎡以内のもの	167, 000	
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	192, 000	
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	255, 000	
50,000 ㎡を超えるもの	469, 000	
【備 考】 1. 「構造計算適合性判定を省略する確認審査を行うもの」の手数料とは、比較的容易な構造計算（いわゆるルート 2）で構造計算適合性判定を省略する場合の審査等手数料 2. 「構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの」の手数料は、構造上別棟となる部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。 3. 「構造計算適合性判定を行うもの」の手数料とは、構造適合性判定との整合性確認等の事務手数料		

③〔特定天井に係る審査手数料〕 （単位 円）

申請区分	確認申請	計画変更
特定天井部分の床面積		
200㎡を超え、500㎡以内のもの	110,000	88,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	160,000	128,000
1,000㎡を超えるもの	220,000	176,000
【備考】 1. 一の特定天井部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。		

④〔天空率の審査手数料〕 （単位 円）

審査手数料
建築確認手数料の10%
【備考】 1. 下限値を3,000円とする 2. 道路、隣地、北側高さ制限における2以上の審査を要する場合も上記のとおり 3. 軽微変更を除く

⑤ [建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査手数料]

(単位 円)

省エネ適合性判定を要する部分 申請区分		建築する部分全てが省エネ適合性判定を要するもの（全部）	建築する部分の一部が省エネ適合性判定を要するもの（一部）
建築確認		10,000／件	
完了検査	当センターから直前の適合性判定を受けた建築物	完了検査手数料×20％	完了検査手数料×20％× （判定を要する部分の床面積／検査対象床面積）
	当センター以外から直前の適合性判定を受けた建築物	完了検査手数料×40％	完了検査手数料×40％× （判定を要する部分の床面積／検査対象床面積）
仮使用認定	当センターから直前の適合性判定を受けた建築物	仮使用認定手数料×20％	仮使用検査手数料×20％× （判定を要する部分の床面積／検査対象床面積）
	当センター以外から直前の適合性判定を受けた建築物	仮使用認定手数料×40％	仮使用検査手数料×40％× （判定を要する部分の床面積／検査対象床面積）
【備考】 1. 「建築確認」での手数料は、省エネ適合性判定との整合性確認等の事務手数料。			

[仮使用認定]

(単位 円)

仮使用申請部分の床面積の合計	仮使用認定
100㎡以内のもの	50,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	72,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	94,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	138,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	177,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	254,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	295,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	336,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	377,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	417,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	494,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	571,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	650,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	776,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	902,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,028,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,155,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,551,000
200,000㎡を超えるもの	1,861,000
【備考】 1. 当センターで確認を受けていない仮使用認定手数料には、建築確認手数料の半額を加える。 2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。 3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。 4. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とします。	

＊：省エネ適合性判定の対象となる物件に関しては、上記手数料に[建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査手数料]を加算した額となります。

[工作物]

(単位 円)

申請区分 工作物の高さ	確認申請	計画変更	完了検査
4m以内のもの	23, 000	19, 000	26, 000
4mを超え、10m以内のもの	44, 000	35, 000	48, 000
10mを超えるもの	86, 000	69, 000	95, 000
【備考】 1. 工作物1基についての手数料である。 2. 特殊な工作物（風車、10m超えの高架水槽塔、電波塔等）は別途見積りとする。 3. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。 4. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。 5. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とします。			

[建築設備]

(単位 円)

申請区分 建築設備の種別	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機	22, 000	12, 000	32, 000
小荷物専用昇降機	10, 000	7, 000	20, 000
ホームエレベーター（併願含む）	18, 000	10, 000	26, 000
上記以外の建築設備	22, 000	12, 000	32, 000
【備考】 1. 昇降機、小荷物専用昇降機及びホームエレベーターは1基についての手数料である。（建築基準法上の昇降機等に限る。） 2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。 3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。 4. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とします。			

[遠距離加算]

(単位 円)

エ リ ア	市 区 町 村	検査1回あたりの加算額
Aエリア	23区	なし
Bエリア	武蔵野市、三鷹市、西東京市、調布市、狛江市	2, 000
Cエリア	八王子市、町田市、多摩市、清瀬市、小平市、東村山市、国立市、昭島市、福生市、東大和市、立川市、日野市、東久留米市、小金井市、府中市、稲城市、国分寺市	4, 000
Dエリア	羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村、奥多摩町	8, 000
【備考】 1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した実費を加算することができる。 2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額（宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。）及び検査のため出張した日数1日につき21,000円（適合証明業務の現場検査と同時検査となる場合を除く。）を加えた手数料とする。		

【改定】	
2007.6.11	・ 構造計算適合性判定手数料の追加 ・ 年度内 4 件以上の申請による建築確認手数料減額制度の削除
2007.8.8	・ 建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.2～1.8 倍） ・ 用途別の手数料金額を解消し、一律の料金体系に変更
2012.4.1	・ 公益財団法人への移行による機関名称の変更
2013.10.1	・ 法第 6 条第 1 項第 4 号（一戸建ての住宅に限る）の手数料の新設
2015.6.1	・ 床面積 1,000 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.05～1.15 倍） ・ 床面積 200,000 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の追加 ・ 増築申請に係る既存遡及部分に関する審査手数料の追加 ・ 告示計算を用いる避難安全検証に係る審査手数料の追加 ・ 告示計算を用いる耐火性能検証に係る審査手数料の追加 ・ 特殊な構造計算に係る審査手数料の追加 ・ 構造計算適合性判定手数料を削除 ・ 構造計算適合性判定を省略する確認審査申請手数料 及び 構造計算適合性判定に要する事務手数料の新設 ・ 特定天井に関する確認審査手数料の新設 ・ 仮使用認定手数料の新設 ・ 工作物の確認申請及び完了検査手数料の区分を高さごとに変更し、手数料を増額（高さにより 1.30～4.85 倍） ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料の増額（1.20 倍） ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料に H E V を追加
2017.8.1	・ 省エネ適合性判定手数料の新設
2019.1.4	・ 法第 6 条第 1 項第 4 号（一戸建ての住宅に限る）の手数料「木密地域」の限定を付加し、対象面積を 300 ㎡までとした ・ 建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額 ・ 床面積 200 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額 ・ 床面積 200 ㎡超え 500 ㎡以内の床面積区分の新設 ・ 床面積 2,000 ㎡超え 4,000 ㎡以内の床面積区分の新設 ・ 床面積 4,000 ㎡超え 6,000 ㎡以内の床面積区分の新設 ・ 床面積 2,000 ㎡超え 4,000 ㎡以内の床面積区分の新設 ・ 床面積 20,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内の床面積区分の新設 ・ 現場再検査に関する手数料規定の新設 ・ 届出手数料（軽微変更）の新設 ・ 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査手数料の新設 ・ 特定天井に関する確認審査手数料の増額 ・ 天空率の審査手数料の新設 ・ 仮使用認定手数料床面積区分と建築確認床面積区分を整合し、増額 ・ 工作物の手数料を増額 ・ 建築設備のうち、用語整理 ・ 遠距離加算のエリアを追加、エリア対象市区町村の整理 ・ その他特別な事情に関する手数料規定の新設
2023.6	・ 電子申請時に消防同意に必要な紙による出力についての手数料を追加